12　ＤＳＬアクセスサービス		
13　ＦＷＡアクセスサービス		
14　ＣＡＴＶアクセスサービス		
15　携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）		
16　携帯電話・ＰＨＳパケット通信アクセスサービス（三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。）		
17　三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス		
18　三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス		
19　フレームリレーサービス		
20　ＡＴＭ交換サービス		
21　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス		
22　ＢＷＡアクセスサービス		
23　ＩＰ―ＶＰＮサービス		
24　広域イーサネットサービス		
25　専用役務	国内電気通信役務であるもの	
	国際電気通信役務であるもの	
26　上記１から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		
27　インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）		
28　電報	受付及び配達の業務を行う場合	
	受付及び配達の業務を行わない場合	
29　上記１から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		

注１　提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、２及び３に該当する場合は、この限りでない。

２　単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。

３　ＦＭＣサービスを提供する場合は、ＦＭＣサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「ＦＭＣサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（１、２、６、７又は８に限る。）により記入すること。

４　「インターネット関連サービス（ＩＰ電話を除く。）」のみ、「上記１から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「ＩＸサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

５　フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ＡＴＭ交換サービスとはＡＴＭ方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。

６　５に定めるもののほか、電気通信役務の種類の定義については、電気通信事業報告規則第１条第２項に定めるところによること。

７　電報の事業については、法附則第５条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第八、様式第三十八の八及び様式第三十八の九中「周波数帯」を「周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムに使用する場合は、併せてその旨）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条第一項の規定を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十二日　　総務大臣　原口　一博

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十八号を第二十号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十三　三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス　第十一号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システム（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。

十四　三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス　第十二号に掲げる電気通信役務であつて、三・九世代移動通信システムを用いて提供されるものをいう。

第二条第一項の表中

各携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービス	ネットワーク基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳ端末インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者	様式第十一	を
携帯通信アクセスサービス ＢＷＡアクセスサービス	ア基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳパケット通信サービスを提供する電気通信事業者 ＢＷＡアクセスサービスを提供する基地局を設置して電気通信事業者	様式第十二	
公衆無線ＬＡＮアクセスサービス	ス基地局を設置して公衆無線ＬＡＮアクセスサービスを提供する電気通信事業者	様式第十三	
ＩＰ―ＶＰＮサービス 広域イーサネットサービス	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	様式第十四	

」